

令和7年度第3回子ども・子育て支援会議 【資料1】  
子ども・子育て支援会議条例の一部改正について

日野市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の所掌事務は、日野市子ども・子育て支援会議条例（以下「条例」という。）の第3条により、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を行うこととされています。

この度、令和8年4月1日から乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が始まり、事業の開始にあたり、当該事業を実施する施設は施設基準に沿った認可を市から受けることとなります。令和7年4月1日に、児童福祉法が一部改正され、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、事業者を認可する際、意見を聞く必要があるため、意見を聴取する先としてこの支援会議としたく審議に諮るものであります。

#### 1. 改正の理由

児童福祉法第8条第3項では、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を調査審議するために児童福祉審議会その他の合議制の機関を置くことができるとしていることから、児童福祉審議会がない場合でもそれに代わる児童福祉に係る当事者で構成された合議制の機関に対して意見を聞くことになります。

児童福祉に係る当事者で構成された合議制の機関として日野市子ども・子育て支援会議が適任と判断できるため、上記の事務が行えるよう日野市子ども・子育て支援会議条例を一部改正し、所掌事務を追加いたします。

#### 2. 追加する所掌事務

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、市長に意見を述べることができる。

#### 3. 改正時期

令和8年4月に乳児等通園支援事業を円滑に開始するためには、同年1月に乳児等通園支援事業を行う事業者から認可に係る申請書等を受付し、市にて審査を行います。審査後、子ども・子育て支援会議に事業者への認可に係る意見聴取を図ることが必要であり、子ども・子育て支援会議が2月に開催されることから、本条例の改正は、本年12月議会の予定です。

#### 4. 今後のスケジュール

令和7年10月	第1回 事業者説明会
11月	事業者意見交換会（座談会）
12月	「日野市子ども・子育て支援会議条例を一部改正」及び「日野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」議案上程
令和8年1月	第2回 事業者説明会 乳児等通園支援事業者 認可・確認申請受付開始
2月	子ども・子育て支援会議 意見聴取
3月	乳児等通園支援事業 利用者の認定申請受付開始

令和 7 年度第 3 回子ども・子育て支援会議 【資料 1】

4月	事業開始
----	------